

あなたの利用目的に応じたサービスがあります

※介護保険の認定結果によって、利用できないサービスもあります。

介護保険認定(要支援1~要介護5)を受けると、必要性に応じて、次のようなサービスを利用することができます。

	利用目的	サービスの種類
計画	◆介護保険サービスを利用するためのケアプランをつくって欲しい	居宅介護支援(要介護1~5の方) 介護予防支援(要支援1・2)
	◆買物や掃除を手伝って欲しい◆入浴を手伝って欲しい	訪問介護(ホームヘルプサービス)
	◆家庭の浴槽では入浴が難しい	訪問入浴介護
	◆点滴の管理をしてほしい◆床ずれ防止の工夫、指導などをして欲しい	訪問看護
	◆通院できないので、自宅でリハビリを受けたい	訪問リハビリテーション
	◆服薬の管理・指導をして欲しい	居宅療養管理指導
	◆自宅から外に出て、人と交流したい◆仲間とレクリエーションなどを楽しみたい	通所介護(デイサービス)
	◆施設などに通って、リハビリを受けたい	通所リハビリテーション(デイケア)
	◆家族が介護を離れ、休むときが欲しい◆家族が病気や旅行などで介護できない	短期入所生活・療養介護(ショートステイ)
	在宅サービス	◆認知症があるので、自宅での生活が不安
◆福祉用具をレンタルして快適に暮らしたい(歩行者、車いす、特殊寝台等)		福祉用具貸与
◆入浴や排せつの際便利な用具が欲しい		特定福祉用具購入
◆転ばないように段差を解消したい◆廊下などに手すりをつけたい		住宅改修
◆日常のお世話をしてくれる施設に入りたい		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
その他	◆自宅に戻れるようにリハビリをしたい	介護老人保健施設
	◆医療の受けられる施設に入りたい	介護療養型医療施設
	(対象者:要介護1~5)	
施設	◆施設に入りたい	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
	◆施設に入りたい	介護老人保健施設

いきいき人生! 高齢者福祉サービスのご紹介

問い合わせ 高齢者介護課
地域包括支援センター

☎ 57-8511

早く相談してください



知っていますか?
介護保険サービス

特定疾病の範囲

- ①がん末期②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦パーキンソン病関連疾患⑧脊椎小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービス対象者

- ①65歳以上で、介護を必要とする方
- ②40歳以上65歳未満の方で特定疾病(老化が原因とされる病気により、介護や日常生活の支援が必要な方など)の方も対象になります。

サービスを利用するには

介護(介護予防)サービスを利用するためには、まず要介護(要支援)認定の申請をする必要があります。

また、要介護(要支援)認定に該当しない場合でも、市の福祉サービス等のご利用ができる場合もありますので、詳しくは高齢者介護課・地域包括支援センターまでご相談ください。

介護サービスの利用手順

…サービスを利用するまでに申請から約1カ月程度かかります。

募集 「脳の健康教室」参加者・サポーターになりませんか

読み書き・計算で脳の健康維持(認知症予防)・増進を!
この教室は、読み書き(音読)・簡単な計算の教材を使って継続的に学習すると、脳の前頭前野が活性化され高齢者の認知症予防に効果があるという東北大学の川島教授の研究成果を基に行います。

【2人な教室です。】

週1回の教室で仲間との愉快的な会話と学習を楽しみます。教室のない日も毎日10分程度できる「脳のトレーニング」教材を使用します。人前で発表や難しい問題を学習...という学習方法ではありません。楽しく学習をしてみませんか?!

学習者

学習サポーター

費用	(費用:月額1,000円※教材費込み、6カ月で6,000円)	(謝礼:1回1,000円)
内容	読み書き・簡単な計算の学習を行います	学習者の方の助言や教室運営支援
対象者	65歳以上の市民の方で週1回学習教室への参加と毎日10分程度の自宅学習が可能の方	概ね70歳までの市民の方
時間	①10時~10時30分②10時40分~11時10分	9時~12時
共通項目	募集人数 20人 場所 のいちふれあいセンター 送迎 あり(交通手段のない方)	期間 平成22年10月7日~平成23年3月24日の毎週木曜日 計24回 申込み締切り 平成22年8月20日(金)まで

↓スラスラできる計算教材

- ①計算しましょう。
5 + 3 = 6 - 4 =
3 + 7 = 8 - 3 =
8 + 4 = 5 - 2 =
6 + 9 = 9 - 7 =
4 + 8 = 7 - 6 =

■ 申込み・問い合わせは、高齢者介護課地域包括支援センターまで!

